第3回

4　家族と法律について空欄にあてはまる語句を答えましょう。(p34～35)(観点①)

夫婦は、協議して【1】届を出すことによって、婚姻関係を解消することができる。日本では離婚の９割は、~~裁判所を介さない~~【2】離婚である。夫婦で合意できない場合には、家庭裁判所に【3】の申し立てをして、子の親権者や財産分与などの調整をする。【3】でも合意ができない場合には、家庭裁判所に申し立て、【4】で決着をつけることになっている。「家庭」という語句を入れる

相続とは、死亡した人の財産を、その人と一定の親族関係にある者が受け継ぐことである。【5】がある場合はその内容が優先されるが、【5】でも自由にできない【6】分が認められている。

社会の変化に伴い、結婚観や家族に対する考え方は、大きく変化した。現行民法は、個人の【7】と【8】の平等という面から見て、不十分な部分があるため、1996年に、法制審議会において民法の改正が検討された。このうち【9】の法定相続分は2013年改正で【10】と同等に、女性の【11】期間は2016年改正（同年施行）では【12】から【13】に短縮され、2022年改正（2024年施行）では、期間そのものが廃止された。しかし、【14】的夫婦【15】など、まだ国会での審議に至ってない検討課題もある。

1	2	3	4
5	6	7	8
9	10	11	12
13	14	15	

第4回

(2) 高齢期の生きがいと生活課題について空欄にあてはまる語句を答えましょう。(p83, 84)(観点①)

自分らしい自由な高齢期を過ごすためには、人生の最後まで安定して【1】費が得られることが必要である。公的年金制度には、日本に住所を持つ20歳以上【2】歳未満の者が全員加入する【3】と、一定の条件を満たすサラリーマンなどが加入する【4】がある。【3】は20歳から保険料を支払い、加入期間が【5】年以上になると、原則【6】歳から死ぬまで【8】年金を受け取れる。また【6】歳未満でも一定の条件下で【9】年金や【10】年金が受給できる。【4】加入者は保険料が給与から【11】されるが、学生や自営業者、アルバイトなどの【3】加入者は自分で納付する必要がある。【12】期間があったり、加入期間が不足したりして支給【13】を満たさないと年金は受給できない。

個人や家族による介護には限界があることなどから、2000年から、介護の社会化を目指して【14】制度が導入された。【14】制度は、高齢者の自立を支援し、介護を社会全体で支え合うことを理念とし、日本に住所を持つ【15】歳以上の者は全て加入し、月々保険料を支払う。

介護サービスを利用したい場合は、介護保険【16】証を添えて、市区町村に申請する。認定調査員が調査し、判定の結果、【17】度や家族の希望などを基に介護支援専門員（ケアマネージャー）が介護サービス計画（ケアプラン）を立てる。

2005年には【18】給付が追加され、介護予防が重視されるようになった。要介護まではいかないが、加齢で身体の機能が低下した状態を【19】(虚弱）という。身体的、精神的、社会的な側面があるが、この段階ではまだ回復可能であり、適切な【20】が重要である。

1	2	3	4
5	6	7	8
9	10	11	12
13	14	15	16
17	18	19	20

第6回

2　以下に述べたものは何という自立か、答えましょう。(p14)(観点①)

ア　人との関わりにおいて合意を形成したり、人間関係を調整したりできること。
イ　収入を得て、それを管理して生活できること。
ウ　さまざまな問題に対して自分で決定し、責任を持って行動できること。
エ　自分の性だけでなく他者の性を尊重して、責任を持って行動できること。
オ　衣食住に関わる身の回りのことや家事、健康管理などを自分で行えること。

ア	イ	ウ	エ
オ	カ	キ	ク